

2013年12月7日北海道春闘共闘学習討論集会での講演をもとに文章化したものです。

全国一律最賃制には社会正義と大義あり。夢とロマン。変革の気概を！

—日本労働運動の積極的戦闘的歴史に学び、歴史をつくる大志—

神奈川労連・議長 水谷正人

1 労働運動＝夢とロマン、変革の気概を

(1) 自己紹介。なぜ最賃にこだわるのか

私は、1953年(昭和28年)5月29日に兵庫県但馬で次男として生まれ、父親から高校卒業後は面倒を見られない、大学に行きたかったら独力で行ってくれと断言され、泣く泣く、あこがれの横浜に来て、読売新聞奨学生として、働きながら大学にいきました。しかしこの新聞奨学生の生活は過酷なもので、高校の時の先生が説明してくれた新聞の配達だけではなく、集金もあり、読者拡大の拡張という仕事もあり、翌日の朝刊に入れる折り込みチラシのセット準備は深夜までかかることもありました。早朝配達、学校通学、夕刊配達、そして月末は集金、日曜日の朝刊配達の後には拡張、休日は年間10数日の新聞休刊日だけ。睡眠時間が短く、毎日フラフラ状態の生活でした。こんな生活は長く続けられず、私が働いていた販売所では、朝刊配達をした後は借り上げアパートの自室で寝込んでしまい、しだいに勉学の志は萎え、敗北感に打ちのめされ、退学して田舎(北海道・東北・九州など)に帰ってしまったり、専業労働者として働く先輩たちが半数ぐらいいました。

こうした約束違反の過酷な労働条件を改善するために、私が働き始めて2年目の19歳の6月の時、同じ奨学生の仲間11人で組合をつくることになりました。しかし、この組合結成と公然化通知が事前に販売店主にばれてしまい、公然化通知の前夜、最年少だった私を除く10人が店主に近くの焼肉屋に呼ばれて懐柔され、この組合は解散してしまいました。なぜか一人だけ焼肉屋に誘われなかった私は、この先輩たちの裏切りが悔しくて悔しくて、一人で組合結成を販売店主に通知して組合活動を開始しました。これが私の労働組合一筋人生の始まりです。

その後、当時の総評全国一般労組神奈川地方本部に個人加盟して、読売新聞の他の近隣販売所、朝日・毎日・産経・日経の販売所で働く奨学生の組合員拡大などの活動をする中で、週1回の休日、有給休暇保障、社会保険加入、折り込み手当新設、集金手当新設と未集金の立替廃止などを実現しました。

しかし、肝心の基本賃金だけはなかなか改善できませんでした。それは、当時の最賃額、地域最賃に少し上乗せした産業別最賃「印刷出版」の最賃額を守っていれば良いとの、発行本社の強い指示があり、勝手に販売店労使で変更することはできませんでした。そこで、新聞労連の幹部とも交流・連携して、発行本社に対して販売店労働者の賃金引き上げを迫り、同時にこの最低賃金改善の取り組みを始めました。労働運動にかかわり、最初の難関が最賃であり、スタート時からまともに生活できる全国一律最賃実現に取り組み、いまだ実現できないこの最賃課題、私が最賃にこだわる源の理由はここにあります。

以来41年間(総評時代17年、全労連時代24年)、最賃引上げ、全国一律最賃実現にこだわる活動を続けてきました。

(2) 日本の労働運動の課題。その第1が全国一律最賃制の確立

いま日本の社会は、働いて生きていくという人間として当然の営みが非常に困難になっています。そのことは、端的に言って、総ブラック企業、ブラック社会、就職難、非正規雇用増大などの言葉にあらわされています。このまま進めば少子高齢化はどんどん深刻になり、2000年の1億3千人の最高時の人口は、50年後の2050年には9千万人、100年後の2100年には三分の一以下の4千4百万人に急激に減少し、まさに「持続不可能社会」に転落してしまいます(資料:国立社会保障・人口問題研究所「少子化と日本の将来」-「日本の人口のすう勢」)。この見込み試算では、日本列島は最後には無人島になってしまうとのこと。 *資料

私達は、労働運動にかかわるものとして重大な責務があると思います。いま日本の労働運動が本格的に取り組むべき課題をあげるとすれば、①全国一律最賃実現、②労働時間規制、③間接・有期雇用の原則禁止、④企業内主義克服、⑤地域を拠点にした産別・地域組織再建、⑥組織拡大と次世代育成、だと思っています。とりわけ、労働運動の誕生から、戦前戦後一貫して取組み、しかし先進国水準から大きく後退、遅れをとっている最賃制度、これを働けば生活できる憲法25条・27条にそった全国一律最賃制度実現が第1の最優先課題であり、これを達成してこそ全労連結成の意義があり、ここにこそ全労連に対する未組織労働者や国民、そして組合員の期待があり、社会発展に貢献し持続可能な社会に変える全労連の大義があるのではないのでしょうか。労働組合と賃金闘争、まともな最賃制度づくりは切っても切り離せないものだと思います。

(3)なぜ最賃裁判か。神奈川での議論。

私は、2008年7月から2012年7月まで関東ブロック出身の全労連幹事を務めて、全労連の最賃闘争にも関わってきました。そして賃金闘争は、要求を実現する労働運動の基本でありストライキなど実力行使を含む全国闘争をどう組織して前進させるかであり、裁判闘争などは考えてもいませんでした。全労連幹事会でもこうした議論が行われ、北海道労連出身の小室幹事が「1000円実現するために1000分(16時間40分)の全国一斉ストライキ」を提唱して、私も大いに賛成して議論したこともあります。しかし、議論の結果の実際の行動提起は、署名や厚労省や各地の労働局前行動、最賃審議員立候補、公労使三者委員との懇談ぐらいで、これも年々低調なものになっていきました。

全労連と関東ブロックが連携して、佛教大学・金沢誠一教授指導の下、2008年5月に首都圏生計費調査をおこない、この調査が全国各地に広がり、日本のどこに住み働いても労働者の最低生計費は月23万円程度という結論がでました。

また長年の全労連の法改正の運動が実って、不十分ですが2007年12月の改正最賃法により、第9条3項で最賃額の決定は生活保護基準との整合性が明文規定されました。

*最賃法第9条：①賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの賃金をいう。以下同じ)は、あまねく全国各地域について、決定されなければならない。②地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。③前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

しかし、翌年の最賃決定に関する中央最賃審議会の最賃引き上げの4ランク目安を決める

計算では、まったくひどいゴマカシ計算を5つも取り入れ、最賃額を低くおさえるものになってしまいました。月額的生活保護費から時間額的最賃額を導く計算で、①生活扶助費のゴマカシ、②住宅扶助費のゴマカシ、③勤労控除(勤労必要経費)を一円も加算しないゴマカシ、④税金や社会保険料負担率のゴマカシ、最後に⑤厚労省調査の年間労働時間実勢値155時間前後を机上の週40時間×年間52週÷12か月=173.8時間にして分母を大きくして分子の時間額を小さくするゴマカシ(資料:小冊子「やれんのか!勝てんのか!最賃裁判!」p4~5)。このゴマカシがまかり通り、2013年最賃改定では、北海道を除いて、いわゆる最賃と生保との「乖離」は解消されたとしています。

まともな最賃闘争を取組まないと、働いても生活できない最賃額がこのまま固定化されてしまう。神奈川でも時間額868円×月155時間=13万4,540円程度で固定化され、このままでは年金や生活保護費の引き下げにこの低額最賃が使われかねない。ましてや全労連調査の全国最低生計費金額23万円と10万円も開きがあり、労働総研や労働運動研究者・筒井晴彦氏などが調査しているヨーロッパ各国の全国最賃水準には到底届かない。2010年政労使合意の「2020年までに最低800円、全国平均で1000円」を早期に必ず実現させるためには、何か社会的にインパクトのあるたたかいをやらなければ、この合意も反故にされてしまう。

全国的な賃金引き上げや最賃制度改善、ましてや全国一律最賃制度など立法闘争は、ストライキなど実力行使をとともう全国闘争への発展が無ければ、実現は到底無理です。では神奈川から発信していくにはどうしたらいいか。そこで神奈川県労働委員会の労働者委員任命取消を求める行政訴訟を三回闘い、三回目の判決で主文は負けましたが理由の中で5つの争点で勝ち、2010年4月に初めて神奈川労連推薦者の任命を勝ち取ったことに議論が進みました。そして、厚労省と中央最賃審議会・神奈川地方最賃審議会の5つのゴマカシをただし、「最賃は少なくとも時間額1000円にしなければならない」という最賃裁判を準備しよう、神奈川から始めて、全国の主要なところで同じ趣旨の裁判に立ち上がれば、最賃は1000円以上で全国一律でということを知りやすく世論に訴えることができ、裁判闘争というインパクトある運動で国会での立法闘争にも大きな影響を与えるのではないかと。最賃の時間額1000円は、2009年の民主党が政権をとった総選挙以来、大きな世論の支持を受けている。

全国闘争が打ち出されるのを待つのではなく、神奈川から発信していこう。自分たちの息子や娘、孫たちも低賃金不安定な最賃ギリギリで働き生活できない労働者になっている、他人事ではない。いまこそ労働組合が低賃金不安定な状態改善のために貢献していこう。

こうした議論から最賃裁判の準備が始まりました。

(4)裁判の本格的準備。変革の気概を

2010年5月のメーデーが終わってから、「最賃裁判をやりたいのですが…」と自由法曹団神奈川支部の当時の役員弁護士と相談し、1年間かけて10数人の弁護士と学習・討論を繰り返し、同時進行で神奈川労連四役会議と幹事会で喧々諤々の本格的な議論をおこない、2011年6月30日、ちょうど50人の原告、常任弁護団11人(総勢56名)を擁して横浜地方裁判所第1民事部に提訴しました。

弁護団とは、そもそも最賃とは何か、中央最賃審議会の目安とは、2007年改正の最賃法第9条の意味・意義は、何円を請求する金額にするか、求める金額をなぜ1000円にするか、それとも

神奈川労連計算の1,436円にするか、原告はできるだけ多く集めて三桁以上の人数にするなど、深い学習と大衆的裁判闘争に仕立てる熱い議論をかわしました。

神奈川労連では、裁判に負けたらどうする、厚労省や神奈川労働局との関係がまずくなるのでは、働く労働者の最賃額がいかに低く生活保護がいかに高いかが際立って生保切下げの口実につかわれるリスクをとめない危険だ、裁判以外に闘う方法や手段はほかにあるのではないか、本来のストを含む労働運動が中心になった国民的運動でこそ闘うべきではないか、などなどの厳しく鋭い意見が出され、真剣な議論を交わしてきました。

この議論は、日本の労働運動発足以来の最賃闘争の積極的で戦闘的な歴史に学ぼう、全労連や神奈川労連を結成してまともに生活できる全国一律最賃制度もできないことは大問題だ、ヨーロッパ諸国並みの全国一律最賃実現は社会的正義と大義があるがある闘いだ、憲法27条・25条・13条をいかす最賃・公契約・均等待遇運動を前進させる、裁判をたたかいながら最賃・年金・生活保護の憲法25条共闘を発展させる、賃上げ相場形成の春闘もがんばり最賃裁判で社会的賃金闘争をひろげる、最賃裁判を闘うことで全労連・神奈川労連の存在意義を未組織労働者や社会に広く訴える、など積極的で前向きなものとなりました。そして最後に最賃裁判には全ての単産・地域労連・地区労が責任を持って原告を送り出し、裁判傍聴や署名集めなど最賃サポーターの会の活動に具体的目標をもって参加することを確認しました。

県労働委員会の労働者委員不当任命取消裁判をたたかった経験と教訓、労働者委員を獲得したことが、最賃裁判の意義や運動、獲得目標の議論をわかりやすいものにしました。

そして、裁判提訴以降の2012年8月には神奈川地方最賃審議会で初めて神奈川労連の代表の意見陳述が実現できたことや、最賃審議会の使用者・公益委員のなかに県労働委員会の委員も兼務している人がおり、これらの人から最賃審議や最賃の考え方などの情報提供が頻繁にあり、特に中小企業支援策の強化では私たちに賛同してくれる人もでてきて、これらの反響と反応は最賃裁判に立ち上がったことによる変化であり、裁判への確信につながっています。

いまから150年ほど前の1866年(明治元年の1年前)にカール・マルクス『労働組合—その過去、現在、未来』の最後の3行で、「労働組合は、異常に不利な環境のために無力化されている農業労働者のような、賃金の最も低い業種の労働者の利益を細心にはからなければならない。労働組合の努力は狭い利己的なものではけっしてなく、ふみにじられた幾百万の大衆の解放を目標とするものだということを、一般の世人に納得させなければならない」と結んでいます。

またマルクスは、『共産党宣言』で、「労働者はときどき勝利を得るが、それはほんの一時にすぎない。彼らの闘争の真の成果は、直接の結果にはなく、労働者の団結がますます拡大することにある」といっています。「裁判に負けたらどうする」では、階級社会の中で何も変化は起きず、隷属に甘んじて生きる敗北主義であり、何も始まりません。裁判は負けることもありますが、歴史的にもこれまで不屈に訴え続けて正義の声を実現したことは数々あり、『たたかっこそ勝利する』『たたかっこそ要求は実現する』が階級闘争の教訓ではないでしょうか。

今年(2013年)4月にフランスにいて、CGT幹部と会談し自動車大手企業ルノー傘下にある日産自動車の非正規労働者争議支援を訴えて快諾を得てきました。その会談終了後のワインを飲みながらの懇談の中でCGT代表から「日本の大企業が欧州や北アフリカに進出して働くルールを破壊している。日本には抵抗運動、労働運動はあるのか」と強烈な批判を受けました。ドイツの

ケルン大学での皆川教授との学習では、ドイツはずっと産業別の最賃協約があり法律で律する最賃制はありませんでしたが、低賃金の移民が増大する中で産業別最賃では規制できなくなり、EU水準の全国一律最賃制ができるとのことでした(実際に2013年10月ごろできました)。アジア各国でも最賃制ができたり、最賃の大幅引き上げが、労働運動のたたかいの中で前進しています(筒井資料)。

日本でも世界のたたかいに学び、『変革の気概』をもって、世界で常識となっている働けば最低限の生活が保障される全国一律最賃制を実現しようではありませんか。

② 『少なくとも時間額 1000 円以上に』横浜地裁・最賃裁判の到達点

(1) 時間給 1000 円未満で働く原告、弁護士、最賃裁判サポーターの会

2011年6月30日原告50名で提訴、第2次提訴で新たに18名が加わり原告68名、第3次提訴34名で原告102名に、第4次提訴21名で現在123名の原告団になりました。性別・年齢・職種とわず誰でも1000円未満の時間給(月額賃金は月間労働時間で除す)で働いている人は原告になれます。所定の委任状を提出し、原告参加費1000円を払えば原告になれます。

しかし原告の組織は簡単にはいきませんでした。提訴直前の5月の決起集会では原告は12名しか集められず、ある弁護士から「これでは約束が違う。最低でも50名集めなければ裁判は提訴しない」と怒りの発言を受け、必死に集めたのが現実でした。この時、最賃1000円以上を要求しながら、低賃金で苦しむ労働者を組織できない私たちの非力と弱点、「請負主義」を痛感しました。しかし、この弁護士の叱咤に悔しさを感じて、必死で単産・地域労連・地区労・地域合同労組から原告を集め、組合員でもない妻や息子・娘たちも説得して、やっとの思いで50名の原告を組織しました。神奈川労連の底力には感動しました。そして現在では、神奈川労連傘下のほとんどの単産と地域労連・地区労・地域合同労組は勿論のこと、生健会・新婦人・民青・民医連の会員やその家族からも原告に参加する人が続々と集まってきました。まさに労働者だけではなく、県民共同の原告団になりました。いまでは、街頭で原告を募集することにも挑戦しています。

弁護士は、新たに1名増員し常任弁護士は12名(総勢56名)になり、最賃裁判サポーターの会は目標の1000人を超え、労働総研の小越洋之助・熊谷金道代表委員、一橋大学・渡辺治名誉教授、都留文科大学・後藤道夫教授、佛教大学・金沢誠一教授、横浜国大・下山房夫元教授、元日弁連会長で反貧困ネットワーク代表の宇都宮健児弁護士など、学者、弁護士、組合員などが結集して、11回の法廷期日の傍聴席(86席)は毎回抽選をおこなう満席で、傍聴者・原告・弁護士で横浜地裁・大法廷を100名以上参加の熱気で充満させ、迫力ある裁判にしています。

(2) 『当事者の声と実態、真実で徹底的に告発する』

2012年6月の最賃裁判提訴1周年のパネルディスカッションに反貧困ネットワーク代表で日弁連前会長の宇都宮健児弁護士にメインスピーカーとして参加していただき、「クレサラ裁判では金を借りたものは返すのが当たり前だ、この自己責任論を覆して勝利した。その教訓は、当事者の声と実態、真実で徹底的に告発する裁判をおこなったにある」と発言されました。このことに学び、この最賃裁判でも原告の訴えを前面に立てる重要性を生かしてたたかっています。

これまでの11回の法廷で毎回原告の意見陳述を必ずおこない、「働けど働けどわが暮らしなく

ならず」の原告の生の声、真実と憲法違反告発を徹底しておこなってきました。

1人目はトリプルワークのシングルマザー:40代女性、2人目は低賃金・長時間労働のタクシー労働者:50代男性、3人目はタクシー労働と生活保護受給で生活:50代男性、4人目は学童保育の仕事しながら教員受験勉強をしている青年:31歳男性、5人目は住宅ローン支払い支払いのために定年退職後も働かざるを得ない年金受給者:63歳男性、6人目は妻の介護しながら梱包作業の労働者:60代男性、7人目は病院事務で働く子育てシングルマザー:40代女性、7人目は高校を卒業したが正規労働者の就職ができず時間給の非正規労働で働かざるを得ない青年:18歳男性、9人目は法律事務所の正規職員として働くも低賃金で居酒屋で働かざるを得ない青年女性:25歳女性、10人目は大手ファーストフードの外食店で15年勤続するも時間給が900円にも満たない青年:36歳男性、11人目は子育てシングルマザーの大手弁当店働く中年労働者:49歳女性、12人目は過酷な労働で5人の子育てをするシングルマザー:33歳女性、13人目は持病の重い医療費負担を耐えながら福祉資格に挑戦して正規労働をめざす非正規労働者:34歳女性。これら原告の意見陳述は、憲法違反の最賃を告発し、毎回の迫力ある法廷をつくりだし、傍聴者に感動を与え最賃裁判の意義をより深めるものになっています。特に、7人目の青年の訴えは、我々大人と労働運動の責任を痛感させられるものでした(資料)。

これまで意見陳述した原告は、男性7人・女性6人、年齢は10歳代1人、20歳代1人、30歳代4人、40歳代3人、50歳代2人、60歳代2人であり、低賃金で苦しむ人は男性も女性も同じであり、すべての年代に広がっていることを示し、生活できない最低賃金の影響が全体的な社会問題であることを訴えています。

広く社会に訴えることでは、マスコミの取材と報道は非常に大切です。このマスコミの注目度は抜群で、これまでほとんどすべての新聞やテレビで報道・放映され、雑誌にも掲載され、一過性でなくマスコミの関心は継続しています。このマスコミ取材には積極的に応えるようにしていますが、台所や居間・寝室にまでカメラをもち込み、写真を撮ったり放映に協力することはプライバシーもあり、大変な苦勞を伴います。しかし無理を承知で、できるだけ原告を説得してマスコミも通じて現行最賃のひどさを社会にアピールする努力をおこなっています。

また、神奈川労連ホームページやブログ、動画も活用して積極的な告示活動も行うように心がけています。『最賃裁判ニュース』で検索すれば、裁判ごとのニュース、裁判の準備書面、写真や動画なども誰でも見られるようにしています。

(3)最賃裁判の意義、大志と展望をもってナショナルミニマムの基軸へ

最賃裁判での原告らの請求はシンプルです。「神奈川県地域最賃の時間額は、少なくとも1000円以上にすべきである」。

まずは時間額1000円以上、月額では月間労働時間150~160時間かけて15~16万円を実現する。そして、誰でも働けば健康で文化的な生活をできる月額23万円(時間額1500円程度)の全労連生計費調査の金額、生活保護月額、ヨーロッパ先進国並みの金額、まさに憲法27条の働く権利、25条生存権、13条幸福追求権を実現する全国一律最賃制度の制定へ向けて全国闘争へバージョンアップ・発展させていく。私たちは、この大志と展望をもっています。

憲法27条:①すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

25 条：①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

13 条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

残念ながら、2011 年 6 月 30 日の横浜地裁提訴から 2 年半がたちましたが、この最賃裁判に賛同支援は寄せられています。他の都道府県ではどこも裁判は起きていません。しかし皆さん、よく考えてみてください。率直に言って、100 万程度の署名、厚労省前や各労働局前の一時の行動、駅頭宣伝、最賃審議委員会には全国で誰一人として全労連推薦者は入れない、こういう状況でまともな最賃制度ができると思っていますか。

世界の労働運動では大闘争をたたかって最賃制度を勝ち取っています。私たちは、この日本では憲法を活かし、世界の労働運動の教訓・成果である国連社会権規約やILO条約・勧告を武器にたたかえば、最賃制度実現の展望は必ず開けてくると確信しています。「地域最賃の時間額は、少なくとも1000円以上にすべきである」、この最賃裁判を全国47都道府県、主要な都市でこの裁判を立ち上げれば、マスコミも注目し、国会での論戦や立法闘争にもつながり、全国どこでも1000円以上の全国最賃の旗がわかりやすく労働者や国民に映りってくるものと思います(小冊子p4～5、24)。

そして、この全国どこでも1000円以上の全国一律最賃を『岩盤(土台)』にして、企業・業種・産業別最賃はこれに上乗せした額をたたかいて。さらに、この最賃制度が岩盤になって、生活保護基準額や年金受給額、公契約労務単価、家内労賃、下請け単価、農家の米価などの下支えとして大きな影響力を発揮する。全国一律最賃制度を基軸としたナショナルミニマムが実現できてくるものと思います。私たちは、ここにこそ最賃裁判の意義と社会正義、大義があり、全労連・神奈川労連の社会的貢献の役割発揮があるものと思います。憲法13・25・27条、最賃法9条、国連社会権規約、ILO26・131号条約、30号・135号勧告を活用して、最賃裁判に立ち上がろうではありませんか。

(4)最賃裁判の到達点－原告の力で厚生労働省の「門前払い」を打破－緒戦の大勝利

全労連のある幹部から「どうせ裁判をやっても原告適格なしですぐ負けてしまう。中身に入って負けて悪い影響をみんなに与えるより、裁判の入り口ですぐに負けてしまったほうがいい」と、およそ労働組合の幹部として口にできない、耳を疑う発言を私に向かってした人がいます。

国や都道府県など行政機関のまちがいをただす行政訴訟では、裁判所から裁判開始の入り口で「門前払い」されるハードルがあります。この裁判でも、国側は最初二つのことを突き付け、「中間判決」を裁判官に求める門前払いの常套作戦にできませんでした。一つは、「最低賃金の決定とは多数の人に対する一般的なもの(条例や法律と同じ)であり、個別のことを決定・処分するものではなく、そもそも裁判に持ち込めるものではない」と「処分性」問題で難癖をつけてきました。これに対して、母子家庭の原告は、「最賃が低すぎるがゆえにどこでも実際に働く時間給が低くおさえられ、3つも仕事を重ねて生活費を稼がざるを得ない。苦しい毎日で近くの河原で深夜にワーッと大声をだして泣くこともある」と訴えました。弁護団は、「最低賃金の決定は法や条例の制定行

為ではなく、法の下で行政庁が行う行為であること。また、この行為が神奈川県内の労使間の労働契約(賃金)という具体的権利義務に直接影響するものである」と正面から理にかなった反論をおこないました。二つ目に国が主張してきたことは、「法律で保護されるべき訴えの利益があるのか分からない」。これに対して、タクシー労働者の原告は、「月に200時間以上働かなければ食っていけない。長時間労働で身体も壊した。現行の最低賃金ギリギリでは生きてゆけない」と訴えました。この二人の原告陳述を聞いた裁判長は、「最低賃金が(千円以上に)あがって原告個別の賃金上がるから利益はあるでしょう」と、国側の理不尽な言い分を見事に一蹴しました。このとき満席の傍聴席から歓喜の声が上がりました。そして、この法廷の最後に、裁判長が「中間判決を求めますか」と被告・国に聞き、国側は「中間判決は求めません」と回答。国は原告陳述と弁護団の反論に屈服して「門前払い」を断念しました。見事な緒戦の大勝利です。

国側は、双方主張の最終段階にきた11月27日の第11回法廷期日で、「新たに最賃額が低いことで大した損害はなく、あったとしても後で償えばよい」などの事後的損害賠償論を出してきましたが、5人子育てのシングルマザーと病氣療養しながら働く独身女性の二人は「生きていくにはあまりにも低すぎる最賃額の放置は、現在進行中の子育てや教育、病気を治すにも大きなマイナスの影響を受けており、事後的に金銭で賠償されても回復できない重大な損害を受けている」と反論をしています。原告ら当事者の声と実態、真実で徹底的に被告・国の主張を見事に論破しています。

(4)最賃裁判の到達点—厚生労働省のゴマカシと支払能力論・裁量権を論破

いよいよ裁判は中身、本題に入り、原告・被告双方の主張が出そろい、証人尋問を控えた佳境に入っています。2014年5～6月商品尋問、秋には結審、年内か年度内には判決という状況です。

月額生活保護費から時間額最賃を割出す計算の重大な「5つのゴマカシ」(パンフ4～5p)とは何か、簡潔に述べます。1つは生活扶助費をその地方の加重平均、平均値で計算しています。これでは生保受給者が多く生保額が高い都心部の実態と大きく乖離した低い額になってしまいます。2つ目は、住宅扶助費も平均額にして、特別基準額受給の実態を無視しています。3つ目は、生保を受けながら働いている人には、勤労必要経費(勤労控除)がありますが、これを1円も加算せず、働いて生活するには絶対必要である最賃計算にも関わらず、これまた実態をまったく無視しています。4つ目は、生保では税や社会保険料は免除されますが、働いて最賃額を受ける場合は支払い義務が生じます。この金額加算に全国で一番低い料率を適用してこれを全国一律で採用しています。5つ目は、最大の問題、月額生保額を分子とし、月間の労働時間を分母とし、最賃時間額を割り出す計算で、分母を異常に多くして時間単価を小さくしています。厚生労働省調査の毎月勤労統計の月間所定労働時間の実勢値は、150時間と少しです。国は年間1800時間を目標としていることからしても、月間労働時間は150時間程度にすべきです。しかしこの時間を、労基法32条で定める週40時間に年間52週を乗じて年12か月で除す、正月も夏休みも国の祝日もない現実離れの「机上」の計算を採用し、月間労働時間を173.8にしています。この時間数を150時間に是正するだけで、神奈川は時間額1,006円(現行868円)、北海道は850円(734円)、沖縄は769円(640円)になります。これに勤労必要経費3万円を加算すると神奈川の時間額は1,206円、北海道は1,050円、沖縄は969円になります。まさに早期に是正

すべき、重大なウソと欠陥の計算方法です。

私たち原告と弁護団は、この計算方法のゴマカシを準備書面で主張しました。さらに、当時の中央最賃審議会の議事録を読み込み、分析して、月間173.8時間の採用、勤労必要経費(勤労控除)不算入、沖縄の全国一低い公租公課率採用などは、労働者審議委員の意見をまったく無視して、使用者審議委員の意見を公益審議委員が丸呑みしていること、国の裁量権を認めるとしても計算方法によって最賃時間額が500円もの差が出る裁量権行使は濫用であり逸脱していることも、準備書面に書き込みました。また、最賃額を決める重要な要素として、被告国が2007年の改正最賃法を無視して企業の「支払い能力」を重視している違法性も強調しました。

それに対する被告国側の反論は、「計算方法は、原告らの方法も一つの方法だが、国は最賃法に基づき審議会の意見を聴いて定めており、国の広い裁量権のもとで適正に行っている」と、使用者委員の意見丸のみを認め、開き直り、「支払い能力」とは「賃金経費の負担能力のこと」であり、個々の企業の支払い能力ではない。また一般に言われる倒産件数の増大や人員削減で雇用そのものが減るということではない」と、意味不明の反論準備書面を出してきています。

原告・被告の主張・反論の到達点は、私たち原告側の第8準備書面、第9準備書面にまとめています。

* 第8準備書面では、①概要:最賃法の解釈誤り⇒支払い能力重視・労働者の生計費軽視⇒500円の乖離⇒裁量権の濫用・逸脱 ②最賃法の趣旨・目的:裁量制限と生計費、低最賃と賃下げ社会、なぜ2007年改正、生保基準と就労意欲、ILO条約・勧告、国連社会権規約、③考慮すべき最低生活費:厚労省社会保障審議会生活保護基準部会15万2832円、抽象的な支払い能力論、中小企業支援策強化 最賃決定では生計費の制約があり、考慮すべき要素が十分でなく違法性を帯びる。

* 第9準備書面では、①原告適格:最賃1000円以上で直接利益享受 ②損害論:生存権の侵害をまとめています。

以上の裁判所でのたたかひの到達点にあるように、原告ら123名・弁護団・サポーターが、国側の主張を論破できる可能性が大きくなりました。私たちは、労働委員会任命取消訴訟で、神奈川県横浜地裁で、北海道札幌地裁でも、国の裁量権濫用・逸脱を断罪する歴史的判決を勝ち取ってきています。佳境の証人尋問は、原告は勿論、憲法学者や国際法学者なども申請して、世間・世論、マスコミ界からも大いに注目される準備をしています。来年5~6月証人尋問、そして秋ごろ結審、年内か年度内には勝利的判決を勝ち取れる展望が開けています。

③ さらに…。『最賃・公契約・均等待遇』、憲法25条共闘へ発展、ILOへの告発

(1)『最賃・公契約・均等待遇』運動から生健会・年金者組合との憲法25条共闘へ発展

私たち神奈川労連は、結成以来、憲法がいきる「最賃・公契約・均等待遇」実現を運動の基調としてきました。公契約条例は、川崎市・相模原市・厚木市で実現し、神奈川県でも公労使の公契約条例検討会をつくり、都道府県段階で最初の条例制定に奮闘しています。

この最賃裁判をたたかうなかで、世界の常識に学び日本の異常をたず、世界の労働運動の歴史と教訓をいかすために、全国一律最賃を岩盤にした、年金と生活保護制度をつくる、公

契約法・条例を実現する『憲法 25 条』共闘を始めています。佛教大学・金沢誠一教授の協力の下で、低すぎる日本の最賃が大きな社会的貧困層をつくり、税・社会保障の大きな負担になっていることを告発する、生活実態調査を神奈川労連・年金者組合・生活と健康を守る会の三者共同でおこなっています。近くその結果を公表し、最賃・年金・生活保護のたたかいにいかし、最賃裁判にも活用する予定です。

また、ILOに対しても、この生活実態調査(非正規労働者分 1200 名)と、最賃裁判の原告らの意見陳述・生活実態などを提出し、日本の異常を告発し、世界の世論かあも日本政府にまともな最賃制度をつくる圧力をかけていきます。

(2) アマルティア・セン(インド:ノーベル経済学者)は、【生命・健康維持】として、①適切な栄養を得ているか ②雨露をしのぐことができるか ③避けられる病気にかかっていないか ④健康状態にあるか、この四つを基準としています。また、【生活の社会文化的側面】では、①読み書きができるか ②移動することができるか ③人前に出て恥をかかないでいられるか ④自尊心を保つことができるか ⑤社会生活に参加しているか、この 5 つの基準で見ることが重要だと述べています。

先進国と言われるこの日本で、非正規労働者が増大し、働いても生活できない年収 200 万円の人々が 1000 万に超えて増加しています。100 年後には人口は 3 分の一に激減してしまう「持続不可能」な日本社会。この原因の重大な一つに、世界で最も遅れているといっても過言でない最低賃金制度があると思います。これは、日本の労働運動の大きな課題であり、重要な責務ではないでしょうか。

神奈川県で実践済みの最賃裁判。少なくとも最賃時間額は 1000 円以上にすべし。さらに時間額 1500 円、月額 22~23 万円の展望を切り開く裁判。全国主要な都市でたたかい、全労連、労働運動が社会に貢献するその姿をしめそうではありませんか。いまこそ、積極的で戦闘的な日本労働運動の歴史と伝統を学び、大志をもち変革の気概を燃やして、新しい歴史をつくらうではありませんか。

以上